

浜離宮恩賜庭園

ユニークベニューご利用案内



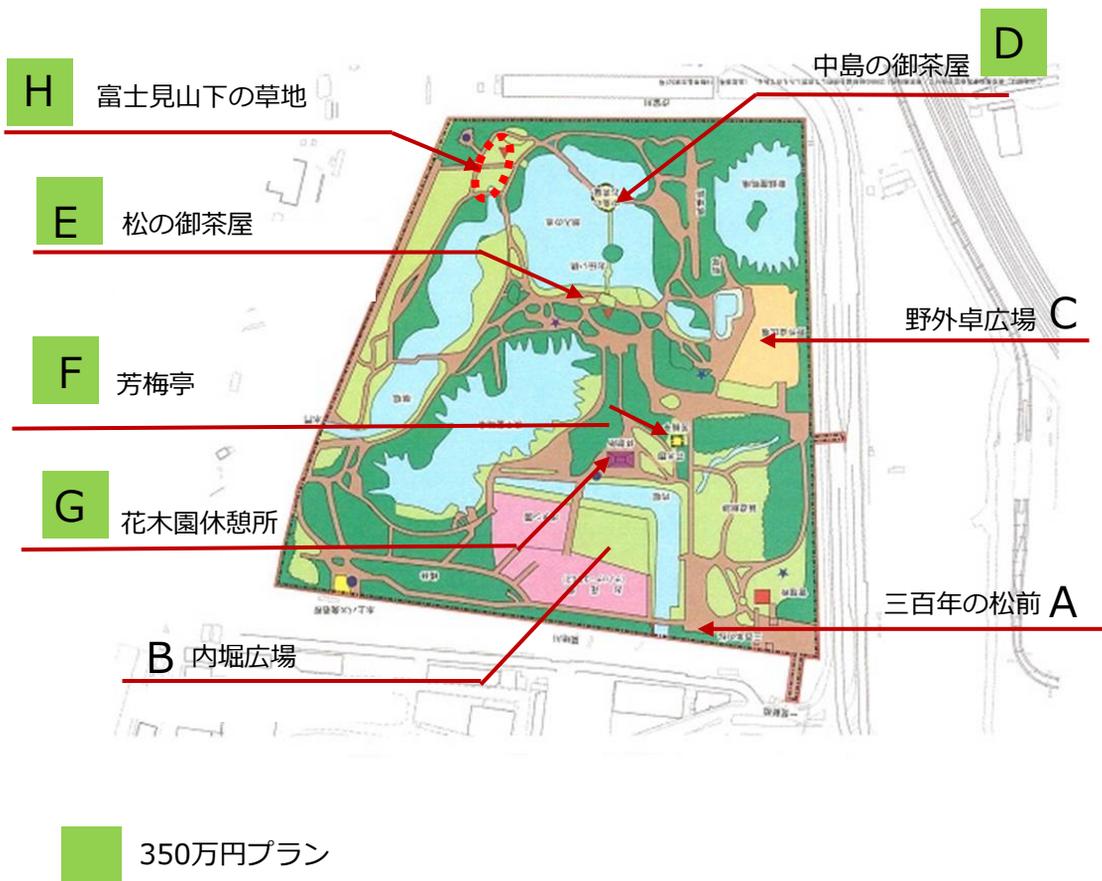
1. 浜離宮恩賜庭園ユニークベニューとは

浜離宮恩賜庭園の運営に支障を来さない範囲で、当園が指定する場所を利用して、会議やイベント、レセプション等のユニークベニュー事業を実施することができます。

対象となる事業は、浜離宮恩賜庭園の普及啓発、利用促進、又は東京及び地域の魅力発信につながる事業であり、当園の管理運営の基本理念である「庭園の価値や魅力を高め、庭園文化を世界に発信する」に沿うものとします。

本事業の実施により得られた収益の一部は、都立庭園へ効果的に還元し、施設の更なる魅力向上につなげていきます。

2. 利用可能場所



3. 利用可能時間

17時30分～21時30分

- ・利用にあたっては、原則として通常開園時間及び施設メンテナンスのための時間を除く閉園後を対象とします。
- ・設営や撤去等の時間については別途ご相談ください。
- ・下記期間についてはご利用することができません
 - 休園日、正月開園となる年末年始（12/29～1/3）
 - ゴールデンウィーク期間（4/29～5/10の10日前後）
 - 浜離宮恩賜庭園「東京大茶会」が開催される10月中の1週間程度
- ・園内各所で東京都の整備工事が行われています。また、時期によってはイベントも開催されていますので、利用日や利用場所によっては受付できない場合があります。

4. 料金

● 全体利用プラン 600万円 ● 潮入の池コンパクトプラン 350万円 ※消費税別

施設・エリア名		利用面積概算	収容人数		600万円 プラン	350万円 プラン	
			着席	立食			
A	三百年の松前	屋外	1,000㎡	250名	500名	●	
B	内堀広場	屋外	2,000㎡	500名	1,000名	●	
C	野外卓広場	屋外	2,000㎡	500名	1,000名	●	
D	中島の御茶屋	屋内	400㎡	20名	30名	●	●
E	松の御茶屋	屋内	60㎡	20名	—	●	●
F	芳梅亭	屋内	65㎡	25名	—	●	●
G	花木園休憩所	四阿	100㎡	30名	60名	●	●
H	富士見山下の草地	屋外	1,000㎡	250名	500名	●	●

<料金に含まれるもの>

都への占用料、園内特別清掃等のメンテナンス費（350万円プランは除外）警備費
備品貸出費、庭園還元費ほか

- ・基本的な安全確保のための警備員を、必要に応じて3～5名程度配置します。
- ・文化財の歴史や庭園文化の本質的な価値を理解していただくため庭園ガイド等も行います。
- ・その他、オプションとして日本の伝統文化体験、江戸の粋を伝えるお土産など用意しておりますので利用を希望される方はご相談ください（別途料金）

<料金に含まれないもの>

車両管理・園内誘導、基本的な安全管理、看板等の作成・設置、会場設営（ライトアップ含む）
ケータリング等のご利用者にて手配していただきます。

5. 利用条件

**ユニークベニユーの利用にあたり、文化庁及び東京都等の関係機関の許可を得られな
いものは利用できません。**

**また、浜離宮恩賜庭園は国指定の特別名勝・特別史跡であり大変貴重な文化財です。文
化財の保護を最優先し、園内の利用後は、庭園管理者の指示に基づき、施設の原状復旧
を行ってください。**

また以下のいずれかに該当する場合は利用できません。

- (1) 法令等や利用ルールに違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張、政治性、宗教性のあるもの
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京条例第54号）に定める暴力団関係者による利用が認められるもの
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項に規定する風俗営業に該当する業務又はこれに類する業務に係るもの
- (6) 文化財庭園の保存に影響を及ぼすもの又は品位を損ねる恐れがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 周辺への影響に対する対策に不備や近隣への周知といった配慮の不足が認められるもの
- (10) ユニークベニユー事業の趣旨に沿わないとみとめられたもの
- (11) 当園の管理運営の基本理念に反すると認められるもの
- (12) その他庭園の運営管理上、不適當であると認められるもの

6. 申込手続き

<問合せ・相談>

最終ページに記載の問合せ先にご連絡ください。お申込みに先立ち、実施内容、参加人数、タイムスケジュール、会場配置図等を記載した任意の様式による企画書を提出ください。現地をご案内し、施設や利用ルール等をご説明いたします（仮予約可）

<打合せ>

実施内容の確認、調整及び下見等を行い企画書を確定していただきます

<申込・申請>

利用日の6か月前を目安に所定の申請書に確定した企画書等を添えて提出してください。

【申込提出書類】

- ・ユニークベニユー実施申請書（様式1）
- ・企画書（実施概要がわかるもの）
- ・タイムスケジュール（搬入、搬出、設営、撤去の時間がわかるもの）
- ・施工計画書（現場代理人、施工概要、安全管理、緊急連絡網等がわかるもの）
- ・警備計画書（警備員、誘導員の配置がわかるもの）
- ・配置図（テント、照明機器、椅子、テーブル等の設置場所がわかるもの）
- ・企業概要がわかる冊子または書類
- ・原状復旧に関する誓約書
- ・その他必要と認められる書類等

<申請審査>

文化庁や東京都等の関係機関と調整・審査をします。

<申請承認>

申請許可書の交付（様式2）及び契約書の交わし

<料金の納付>

実施日の3ヶ月前までに申込金の振込み（契約金額の30%）

実施日の1ヶ月前までに契約金残額の振込み（契約金額の70%）

<料金の振込先>

以下の振込先に指定の期日までに請求書に記載された利用料金をお振込みください。
なお、振り込み手数料は主催者側でご負担願います。

【振込先】みずほ銀行第十集中支店

普通口座 1 0 4 5 1 9 4 公益財団法人東京都公園協会

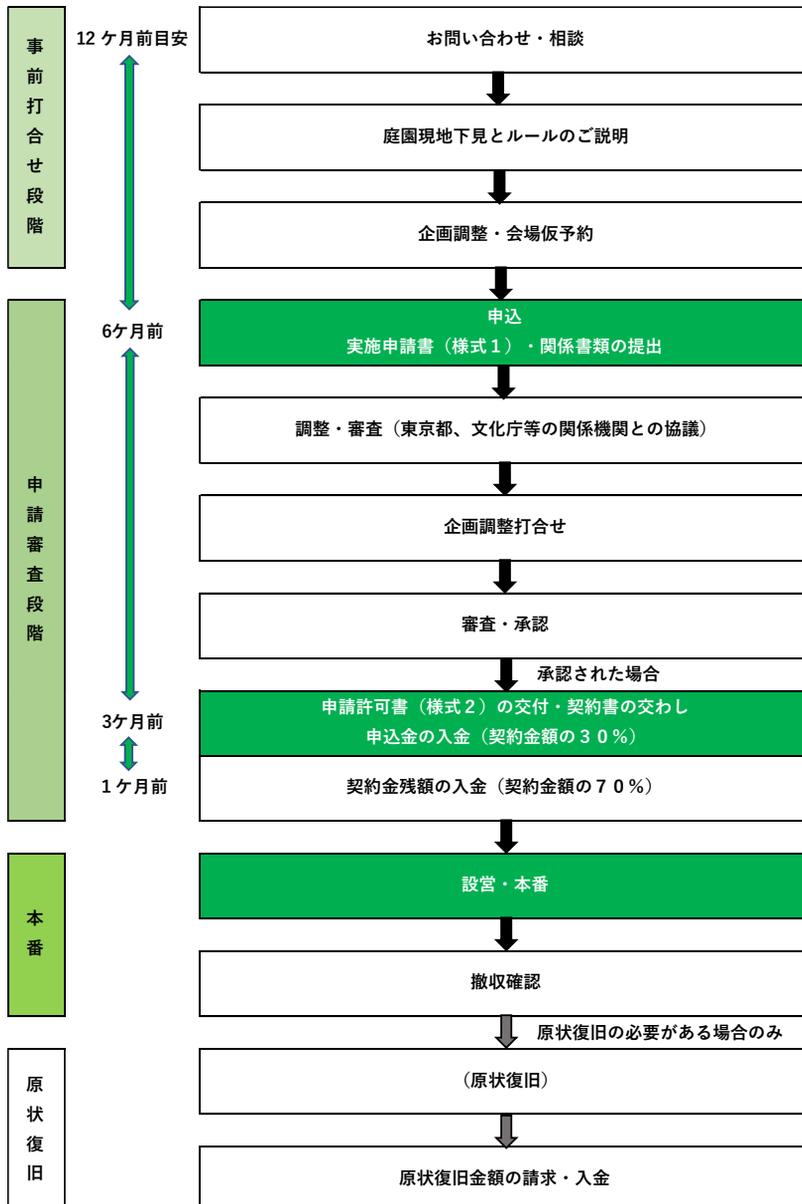
<キャンセル料>

本契約を行ったあと会場利用の取り消しをさせる場合には、以下の通りキャンセル料を頂戴します。

① 実施日8日前から2ヶ月前まで 本契約額の30%

② 実施日当日から7日前まで 本契約額の50%

<申込手続きフロー>



7. 注意事項

- (1) 施設の利用にあたっては、庭園管理者の指示に従ってください。
- (2) 一般来園の庭園観賞や安全の妨げにならないよう、搬入、搬出、施工等は原則として開園時間外に行ってください。
- (3) 庭園入口（橋・門）や園内状況（橋・園路状況）により、搬入物の大きさや重さに制限があります。
- (4) 園内への設備・機材等の搬入、搬出、設営、撤去の準備を行うにあたっては、安全対策を十分に行うとともに、来園者に対する危険防止に努めてください。
- (5) 施工前、施工後の写真撮影を行い、施工状況を必ず記録してください。
- (6) 車両の出入りを伴う場合は、誘導員及び車輛監督員を2名以上配置してください。
- (7) 会場撤去後の翌日に立ち会い検査を行いますので、必ず関係者が出席し、指摘箇所については速やかに、原状復旧を行ってください。
- (8) 文化財保護法により、地面を掘削する等の著しく原状を変更する工事は制限されているため、適切な施工方法で機材の設営を行ってください。
- (9) 園内には夜間照明設備がありません。仮設照明の持ち込み、ライトアップ機材の設置・撤去等については、全て主催者側で対応してください。
- (10) 園内に設置されたトイレには限りがあるため、利用状況に応じて仮設トイレを主催者側で持ち込んでください（仮設トイレは汲み取り式のみ持ち込み可能）。
- (11) 駐車スペースは基本的にありませんが、閉園後は大手門前のスペースに乗用車20台程度の駐車が可能です。
- (12) パーティー等で提供する飲食は、基本的に主催者側で持ち込んで用意してください。
- (13) 会場撤去の翌日に立ち会い検査を行いますので、必ず関係者が出席し、指摘箇所については速やかに原状復旧を行ってください。
- (14) 近隣にはマンションなどの住居があるため、音量への配慮をお願いします。
- (15) 高速道路等の騒音が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (16) 園内への照明設置時は周辺ビルに配慮した施工を行ってください。
- (17) 香りが残るもの等、建造物・植物に影響が出る演出はご遠慮ください。
- (18) 園内生態系や植物への影響に配慮した会場設営を行ってください。
- (19) 園内で発生したゴミの処理については、主催者側で対応をお願いします。
- (20) 園内は火気厳禁、建物内は土足厳禁となっています。
- (21) 園内は禁煙のため、喫煙は所定の場所で行ってください。
- (22) 植物への影響を考慮し、ドライアイス、芳香剤等の使用は禁止します。
- (23) 建物内等を除き、基本的に電気・給排水設備は使用できません。必要に応じて電源、水源等主催者側で確保してください。
- (24) 震災等の緊急事態発生時には、庭園管理者の指示に従ってください。
- (25) 管理者の指示に従い、警察署、消防署、保健所等への調整は主催者側で行ってください。
- (26) 都市公園法、東京都立公園条例及び同施行規則、文化財保護法、建築基準法、消防法等の関係法令を順守し、適切な会場の利用及び設営・撤去等を行ってください。
- (27) 実施内容が申請と異なる場合、定められた事項を遵守しない場合、その他庭園の管理運営に支障が出る場合には、承認の取消または中止を命じる場合があります。それに伴う損害については一切補償はいたしません。

8. 会場保有備品

	品名		台数
1	屋外型LEDライト(充電式) (BAT-HG10W-BE)		30台
2	屋外型LED用軽量三脚 (BAT-HG10L-BE)		10台
3	本染め印半纏 (襟文字: 浜離宮恩賜庭園)		サイズ:L・LL 各10着
4	中太弓張提灯 (表記: 浜離宮恩賜庭園)		20本
5	番傘(雨傘)		30本
6	野点傘		2本

9. 施設概要

<所在地>

東京都中央区浜離宮1-1

<敷地面積>

250.215.72㎡（約25ヘクタール）

<交通アクセス>

・大手門口

都営地下鉄大江戸線「築地市場」(E18)「汐留」(E19)ゆりかもめ「汐留」下車 徒歩7分
JR・東京メトロ銀座線・都営地下鉄浅草線「新橋」(G08・A10)下車 徒歩12分

・中の御門口

都営地下鉄大江戸線「汐留」下車10番出口 徒歩5分
JR「浜松町」下車 徒歩15分

水上バス（日の出桟橋—浅草）東京水辺ライン（両国・お台場行）「浜離宮発着場」下船

<駐車場>

大手門橋を渡った所に多少の駐車スペースはありますが下記の車両以外ご利用できませんのでご了承ください。

1. 車椅子・障害者のお車
2. 観光バス

一般車両は最寄の公共駐車場をご利用ください。
（高速道路の下、海岸通の地下に汐留駐車場）

<開園時間>

9:00~17:00

<入園料>

一般 300円 65歳以上 150円

小学生以下・都内在住中学生在学中学生 無料



問合せ先

公益財団法人 東京都公園協会
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」10F
文化財庭園課 ユニークベニユー担当
電話 03-3232-3018
Mail bunkazaiteient@tokyo-park.or.jp

※本ご利用案内は令和5年1月1日現在のものであり、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

浜離宮恩賜庭園ユニークベニュー実施申請書

実施日時	令和 年 月 日 時 分 ～ 令和 年 月 日 時 分		
実施内容			
実施場所	浜離宮恩賜庭園		
主催者	住所・所在地		
	団体名		
	代表者		
	担当者		
	電話番号		メール
企画運営 担当事業者 (主催者と異なる 場合のみ記入)	住所・所在地		
	団体名		
	代表者		
	担当者		
	電話番号		メール
参加人数	名		
<p>上記のとおり、浜離宮恩賜庭園でのユニークベニュー事業の実施を申し込みます。実施に当たっては、付せられた条件を遵守します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>公益財団法人東京都公園協会 理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 〒</p> <p style="text-align: center;">電話 団体名 代表者名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>			

浜離宮恩賜庭園ユニークベニュー実施許可書

様

浜離宮恩賜庭園ユニークベニュー実施申請書（令和 年 月 日付）の内容によるユニークベニュー事業の実施を許可します。

令和 年 月 日

公益財団法人東京都公園協会
理事長

担当 公益財団法人東京都公園協会
公園事業部 文化財庭園課
電話 03-3232-3018